

## 廃棄物処理法に係る廃石綿等の処分方法について

**廃石綿等**  
(特別管理産業廃棄物)

- ◆ 建築物から除去された吹付けアスベスト、アスベストを含む保温材、断熱材及び耐火被覆材等、飛散性のもの(石綿が付着した作業衣、プラスチックシート等含む)

4万トン/年発生(H20)    ストック量 数十万トン

保 管

- ◆ 排出事業者は、廃石綿等が運搬されるまでの間、こん包すること等当該廃石綿等の飛散の防止のために必要な措置を行い、生活環境の保全上支障のないようこれを保管しなければならない。  
【法12条の2第2項、規則第8条の13第5号ニ】

運 搬

- ◆ こん包する等飛散防止のために必要な措置をとること  
【規則第8条の13第5号ニ】
  - ◆ 他の廃棄物と区分して収集、運搬、積替え、保管を行うこと  
【令第6条の5第2号で準用する令第4条の2第1号イ】
  - ◆ 廃石綿である旨及び注意事項の表示  
【令第6条の5第2号で準用する令第4条の2第1号ニ】
- ※湿潤し、厚さ0.15mm以上のプラスチック袋で梱包

(注)※はマニュアル記載事項

3.6万トン(H20実績)

0.4万トン(H20実績)

**埋立処分**  
(管理型又は遮断型最終処分場)

**熔融施設又は無害化処理施設**  
を用いて処理

- ◆ 耐水性材料で二重こん包すること又は固形化すること  
【令第6条の5第3号ル】
  - ◆ 一定の場所に、分散しないよう埋め立てること【同上】
  - ◆ 埋立記録を保存(排出事業者、埋立時期、埋立量、埋立場所、埋立場所を示す平面設置図・断面図、等)  
【基準省令】
- ※穴を掘り埋める  
※15cm以上覆土  
※破損防止

熔融施設(都道府県等許可)

- ◆ 1,500℃以上で熔融

全国に8施設

無害化処理施設(大臣認定)

- ◆ 国が個々の施設の安全性などを審査し、基準に適合した無害化処理について認定を行う。この制度を活用して石綿廃棄物の処理を推進する方針。

H22.5現在、認定2件、審査中1件

処分場廃止後は指定区域に指定

- ◆ 形質の変更をしようとする場合は届出義務(30日前)  
【法第15条の19】